

白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

町内の認可保育施設において、保護者の利便性の向上及び経済的負担の軽減、保育士等の業務負担の軽減を目的として、町内の認可保育施設で使用する紙おむつ等の無償提供を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務

(2) 業務内容

本町の認可保育園に対し、紙おむつ等の提供を行う。

詳細は、別紙「白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務場所

白浜町内一円

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間とする）

(5) 見積限度額

3,848,000円（消費税及び地方消費税含む）

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 日程（予定）

募集要項の公表（公告、町HP掲載）	令和8年3月 2日（月）
質問締切	令和8年3月 5日（木）
質問に対する回答	令和8年3月 9日（月）
参加申込み及び企画提案書の提出期限	令和8年3月13日（金）
企画提案書類審査	令和8年3月16日（月）
審査結果送付	審査終了後発送予定

※本プロポーザルは、企画提案書類審査とします。（プレゼンテーション審査は行いません。）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託をしない者。
- (7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。
- (8) 町と緊密な連絡調整が可能であること。

6. 参加申込みの手続き

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・事業所概要（様式第2号）
- ・業務実績書（様式第3号）

- ・誓約書（様式第8号）
- (2) 提出部数 正本1部、副本1部
 - ※「白浜町競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出してください。
（提出部数各1部）
 - ①商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
 - ②本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
 - ③支店・営業所の場合、本社の委任状
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出場所
「15. 事務局」に記載のとおり
- (5) 提出期間及び提出期限
令和8年3月2日（月）から3月13日（金）午後5時まで【必着】
※期間内の提出については、最終提出日を除き、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和8年3月2日（月）から令和8年3月5日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法
質問書（様式第4号）に記入のうえ、「15. 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。なお、電話または口頭による質問には応じない。
- (3) 回答日・回答方法
令和8年3月9日（月）中に本町ホームページにおいて回答する。
- (4) 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

8. 企画提案書について

- (1) 受付期間
令和8年3月2日（月）から3月13日（金）午後5時まで【必着】
※期間内の提出については、最終提出日を除き、平日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること
- (2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出場所

「15. 事務局」に記載のとおり

(4) 提出書類等

①企画提案書表紙（様式第5号）

②企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価（税抜）を明記すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

③工程表（様式自由）

④参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は仕様書の別表2に定める紙おむつ等の利用予定枚数に、規格ごとに1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税込）とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。）

⑤予定担当者調書（様式第6号）

⑥おむつのサンプル（Sサイズのテープタイプ及びパンツタイプ）

(5) 提出部数 正本1部 副本6部

(6) 作成上の留意点

①文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。

②文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。

③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。

④企画提案書の下段中央部にページ番号を付すこと。

⑤用紙は、A4片面を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。

⑥使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑦企画提案書表紙（様式第5号）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名および代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業が特定できる情報は記載しないこと。

⑧企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

9. 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「白浜町認可保育園紙おむつ等納入業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

10. 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告するのかを協議して決定する。

1 1. 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点を通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、本町ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

1 2. 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5. 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 3. 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白浜町情報公開条例（平成18年白浜町条例第10号）に基づき公開する。

1 4. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約に係る仕様書は、本町が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合。
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合。
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

15. 事務局

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町民生課幼児対策室

電話番号：0739-43-6594

FAX：0739-43-5225

電子メール：yojिताisaku@town.shirahama.lg.jp

別表「審査項目」

区分	審査項目	評価内容	配点
全体評価項目	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
		事業を効果的、効率的に実施するための提案であるか。	5
	企画内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分あるか。	5
	納入品に関する提案	紙おむつ等の品質等はニーズに合ったものとなっているか。	10
		最小発注単位が提示されており妥当であるか。	5
	発注・在庫管理等に関する提案	発注方法及び在庫の管理方法は、保育士の負担軽減に配慮されているか。	10
		配送方法が提示されており、各施設への配送は十分に行えるか。	5
		誤発注が行われた場合の対応は提示されているか。	5
	事業実施体制に関する提案	提案内容を実施できる人員が確保され、配送に係る物流体制が確保されているか。	10
独自提案	本業務の目的、課題を踏まえたもので有効性、先進性があるか。	10	
小計			80
客観的評価項目	実施体制	和歌山県内に事業拠点があるか。 (県内5点、県外3点)	5
	価格点	価格点の満点 × $\frac{\text{(提案価格のうち最低価格)}}{\text{(自社の提案価格)}}$ (15点)	15
	小計		
合計			100

【配点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
標準	3点
やや標準に満たない	2点
標準に満たない	1点